

令和3年5月27日
第八管区海上保安本部
海上保安学校

第八管区海上保安本部・海上保安学校 合同定例記者懇談会

1 日時

令和3年5月27日（木）午後2時00分から

2 場所

海上保安学校 総合実習棟2階 航海実習室

3 発表事項

<海上保安学校>

- ・総合実習棟の紹介

<第八管区海上保安本部>

- ・海にごみを捨てない・船から油を流さない！ ～海洋環境保全推進月間～
- ・GW期間中の「海の事故」発生状況について

～「海の事故」過去5年間で最低！緊急事態宣言の影響か！？～

4 業務説明

<海上保安学校>

- ・海洋科学課程の紹介

令和3年6月業務予定

日	曜	業務内容	備考
継続		5月30日～6月30日 海洋環境保全推進月間	
1	火	第22回「未来に残そう青い海・海上保安庁図面コンクール」作品募集開始(～9月6日まで)	上旬
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		中旬
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		下旬
22	火		
23	水		
24	木	定例記者懇談会	
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火		
30	水		



問合せ先

第八管区海上保安本部
環境防災課課長・環境保全係
上田修・下村圭亮
TEL 0773-76-4100 (内線 3310・3313)

令和3年5月27日
第八管区海上保安本部

海にごみを捨てない・船から油を流さない!

～海洋環境保全推進月間～

八管区では、5月30日(日)から6月30日(水)までの「海洋環境保全推進月間」において、漁業・海事関係者に対するビルジ※・廃棄物の適正な処理及び船舶からの漏油防止に係る海洋環境保全指導並びに子供たちや一般市民に対する海洋環境保全啓発活動を重点的に実施します。

また、6月1日から第22回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」の作品募集を開始します。

※ビルジとは 船の機関室の床下等に溜まった油と水が混ざりあったもの

1 海洋環境保全指導・海洋環境保全啓発活動

海洋環境保全推進月間は、「未来に残そう青い海」をスローガンに、国民一人一人の海洋環境保全のための遵法精神の涵養及び海洋環境保全思想の啓発を図り、もって海洋環境の保全に資することを目的に平成19年から実施しているものです。

昨年、令和2年中に八管区内(福井県～島根県)で確認された海洋汚染発生件数は17件で、油類による汚染が9件、廃棄物の投棄が8件でした。

(資料1参照)

このことを受け、以下の活動を行います。

- 漁業・海事関係者に対するビルジ・廃棄物の適正な処理及び船舶からの漏油防止指導の実施。
- マリーナ・釣具店等に対する利用客へのマリンレジャー活動に伴って発生するごみ等の適正な処理についての呼び掛けの依頼。
- 子供たちに対する海洋環境保全教室の開催。
- 一般市民に対する各種イベント、地元清掃活動における環境保全啓発活動。

(資料2参照)

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から緊急事態宣言が発令されている地域又はまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動は、全て中止することとしています。

今後解除された場合や対象外地域におきましては、各地方自治体の要請を十分に踏まえ、感染防止対策を徹底したうえで、実施することとしています。

2 第22回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール

海上保安庁では、将来を担う子供たちに海洋環境について考える機会を設け、海洋環境保全思想の普及を目的として、今年も「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」の募集を開始します。

(資料3、4参照)

令和 2 年管内海洋汚染件数状況

○ 海洋汚染確認件数は 17 件（前年比 17 件減）

令和 2 年における当管区の海洋汚染確認件数については 17 件（油類の汚染 9 件、廃棄物の廃棄 8 件）で、前年から半減となりました。

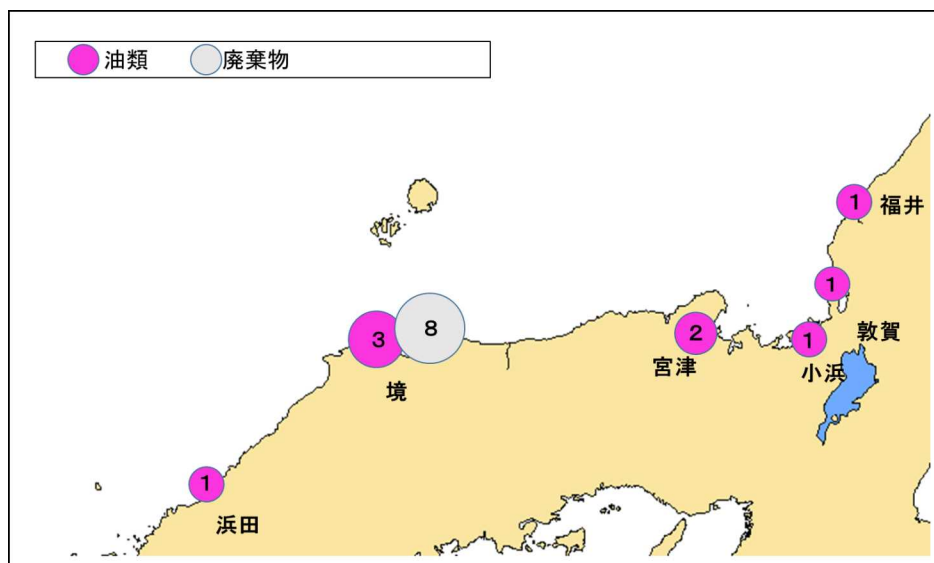
油類の汚染 9 件は、前年に比べ 4 件減少、廃棄物の廃棄 8 件は、前年に比べ 13 件減少しています。

油類の汚染 9 件の内訳は、漁業・海事関係者による排出が 7 件（ビルジの排出 6 件、燃料油の排出 1 件）一般市民によるビルジの排出が 1 件、漂流物（ドラム缶）からの油流出が 1 件です。

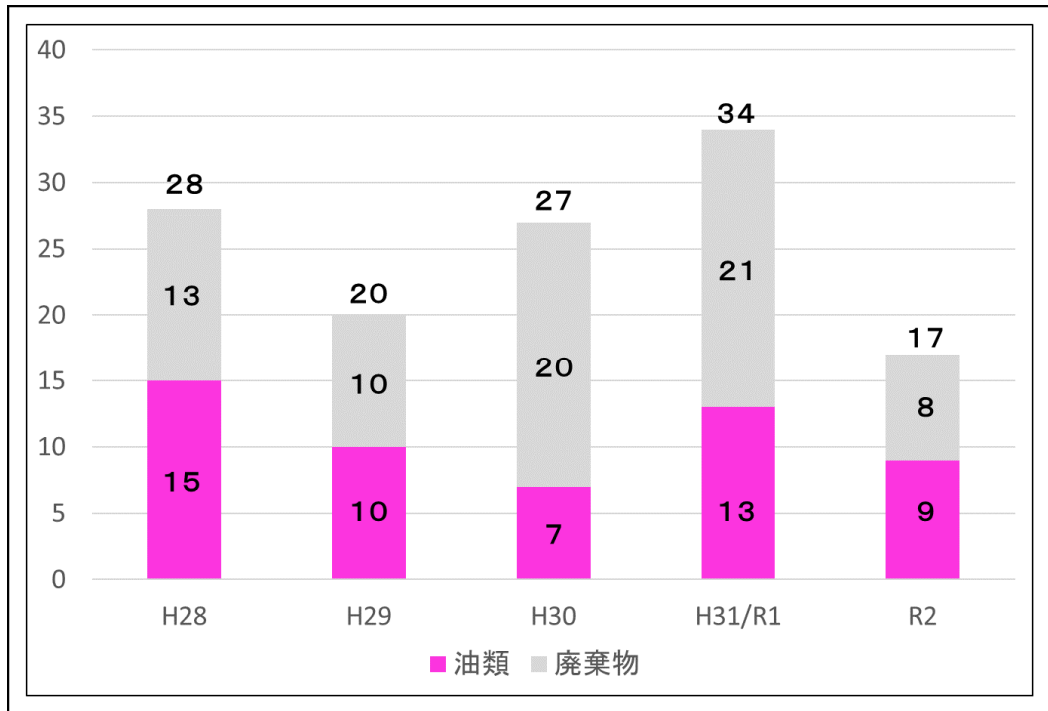
廃棄物の廃棄 8 件の内訳は、一般市民による廃棄が 5 件（家庭ごみの廃棄 3 件、船舶（プレジャーボート、ミニボート）の廃棄 2 件）、漁業・海事関係者による船舶（漁船）の廃棄が 3 件です。

このうち、京都府にあっては、漁業・海事関係者によるビルジの排出が 2 件ありました。（いずれも宮津市）

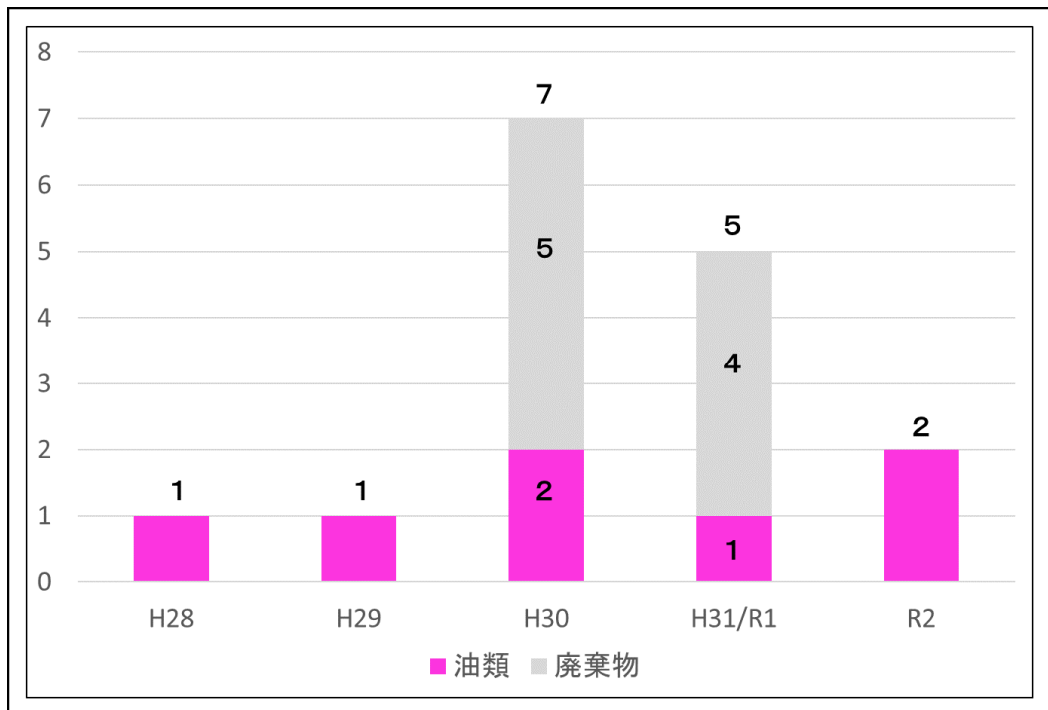
【令和 2 年の管内海洋汚染確認分布図】



【過去5年の管内海洋汚染確認件数の推移】



【過去5年の京都府下における海洋汚染確認件数の推移】



令和3年度 海洋環境保全指導・海洋環境保全啓発活動

海上保安庁では、海上環境関係法令の遵守と海洋環境保全思想の高揚を図り、もって海洋環境保全に資することを目的とし、漁業・海事、マリンレジャー関係者を対象とした各種指導・啓発活動を関係機関等と連携して実施します。

1 実施期間

令和3年5月30日（日）から6月30日（水）までの間

2 重点事項

廃棄物の不法投棄・油類の不法排出による海洋汚染の防止

3 活動内容

（1）漁業・海事関係者及びマリーナ・釣具店に対する指導・啓発



漁業関係者や船舶燃料取扱事業所等の海事関係者を訪船・訪問し、ビルジや廃棄物等の適正処理、給油時における漏油事故の防止について、指導を行います。

また、プレジャーボート・遊漁船での釣り等マリンレジャー活動に伴って発生するごみ等の適正処理について、マリーナ、釣具店に対し利用客等に広く声掛けを行うよう協力を依頼します。

（2）子供たちに対する啓発



子供たちに対しては海洋環境保全教室等を開催し意識の高揚を図ります。

（3）各種イベント等における啓発



地域で実施される関係イベント等において、来訪者に対して環境保全啓発グッズを配布するほか、海洋環境保全にかかる横断幕の掲示、巡視船艇のライトメールによる周知等の啓発活動を実施します。

第 2 2 回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール

募集テーマ：「未来に残そう青い海」

募集期間：令和 3 年 6 月 1 日（火）から 9 月 6 日（月）まで

募集部門：小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部

- ・応募方法の詳細については「資料 4」のとおりで、第八管区海上保安本部ホームページに掲載予定です。
- ・今年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえつつ、より積極的な応募を促進する

観点から昨年度と同様に、応募者が手軽に描いてポストに投函できる「はがきサイズ」で作品を募集します。

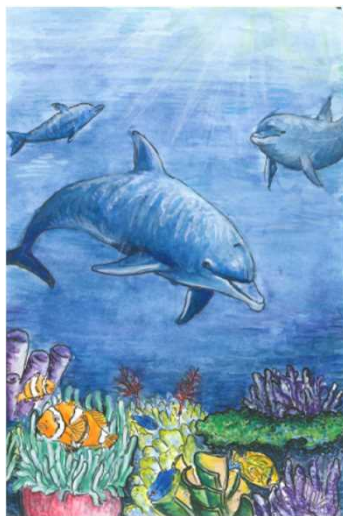
○昨年（令和 2 年）応募数

八管区内：23 点（小学生低学年の部 12 点、小学生高学年の部 5 点、中学生の部 6 点）

全国総数：3,706 点

第 2 1 回コンクールの受賞作品の一例です。

第八管区海上保安本部長賞



中学生の部

寄友 大毅（よりとも だいき）さん

京都府 京都市立西院中学校 2 年生

海上保安協会舞鶴地方本部長賞



小学生低学年の部

関尾 沙那（せきお さりな）さん

兵庫県 新温泉町立浜坂西小学校 2 年生



海上保安庁

未来に残そう青い海

海上保安庁図画コンクール

ハガキサイズで

作品大募集！

応募締めきり  令和3年9月6日(月) 当日消印有効

特別賞(国土交通大臣賞)・海上保安庁長官賞・海上保安協会会長賞ほか 結果発表は2021年11月ごろ、海上保安庁ホームページなどでお知らせします。



応募資格

全国の小中学生



応募方法(裏に続く)

【コンクールの部門】

- 小学生低学年の部(1年生から3年生)
- 小学生高学年の部(4年生から6年生)
- 中学生の部

【作品テーマ】

- きれいな海で楽しく遊んでいる人々の様子
- きれいな海で働いている人々の様子
- きれいな海を走る船の様子
- 海をきれいにしている人々の様子
- 海の生き物たちがいきいきとしている様子
- 未来に残したい海 などなど

『未来に残そう青い海』をイメージしてください！

【作品サイズ】

- ハガキ(100mm×148mm)サイズ
- 絵は、たて、よこ、どちらでも可

【作品のうら(ハガキの場合は、宛名面)】

- 右の応募用紙に必要事項を記載したものを貼り付けてください

■あて先: 本紙右部分のあて先に同じ。

(原則、学校単位で応募してください。)

■お問い合わせ先:

各部署の電話番号

〇〇海上保安部(署) まで

↑ 募集要項や過去の受賞作品はコチラ



主催:  海上保安庁 共催:  公益財団法人海上保安協会

昨年度コンクール受賞作品より



特別賞
(国土交通大臣賞)

青木 勇麻さん
(当時小2 徳島県)



海上保安庁
長官賞

桃北 はなさん
(当時小6 鹿児島県)

郵便はがき

お手数ですが

切手を

おはりください

各部署の郵便番号

各部署の住所

第八管区 〇〇海上保安部(署)

「未来に残そう 青い海海上保安庁 図画コンクール」担当

< 作品の返却を希望 する・しない >

じゅうしょ ふりがな

〒

おなまえ ふりがな

れんらくさき

※ 日中連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。 性別(おとこ・おんな)

がっこうめい ふりがな

都・道
府・県小・中学校
学年・組(年 組)

作品へのメッセージ

あなた(または保護者)が
コンクールを知ったきっかけ

※ 該当するもの1つに○を付けてください。

- 1 海上保安庁職員からの案内
- 2 学校の先生からの案内
- 3 絵画教室の先生からの案内
- 4 海上保安庁のホームページ
- 5 海上保安協会のホームページ
- 6 その他()

<管理番号(海上保安庁記入欄) - - >

応募方法（表面からの続き）

【はがき裏面に描いた作品の応募方法】

はがき裏面に作品を描いて投函する場合は、応募用紙内の切手貼付け部分を切り取ってください。

【画用紙に描いた作品に応募する際の注意】

画用紙に描いた作品を、そのままポストに投函して応募する場合には、郵送の過程で作品が折れ曲がる可能性があります。

このため、以下のいずれかの方法で応募してください。

- 強度のあるはがきの裏面に作品を描き、投函する。
- 画用紙に描いた作品を、はがき または 強度のある厚紙等に貼り付けて投函する。
- 画用紙に描いた作品を、封筒等に入れて投函する。
- 画用紙に描いた作品を、各管区海上保安本部の指定する海上保安部署等に持参する。

【作品を描く際の注意】

- 画材は自由ですが、貼付け等の立体的な絵やパソコンで描いた作品、縮小・拡大して印刷した作品のほか、本・ホームページ等に掲載されている写真・絵や他人が描いた絵を模写した作品は受付できません。
- 文字、言葉、企業名、店名や商品名等が入った作品は審査対象外となる可能性があります。なお、地名や船名は、作品に描き入れても良いです。
- 応募者ご本人のオリジナル作品に限り、1人1点の応募とします。

【作品の取り扱い】

- 応募作品の著作権は海上保安庁に帰属し、応募作品は返却しません。
- 受賞した応募作品は、海上保安庁ホームページ及び広報等を通じて、公表するほか、海洋環境保全ポスターに掲載して、海洋環境保全啓発活動に広く使用することがあります。
- 応募作品等の公表時または使用時には、作者の所属する学校名、学年及び氏名を記載することがあります。

第 21 回(令和2年度)のコンクール受賞作品

海上保安庁長官賞



(小学生低学年の部)
小樽市立花園小学校(小2)
山口 敬太 さん

特別賞(国土交通大臣賞)



(小学生低学年の部)
徳島市国府小学校(小2)
青木 勇麻 さん

海上保安協会会長賞



(小学生低学年の部)
横浜市立新橋小学校(小3)
高橋 歩子 さん



(小学生高学年の部)
鹿児島市立草牟田小学校(小6)
桃北 はな さん



(中学生の部)
福島県立
ふたば未来学園中学校(中2)
八木 香練 さん



(中学生の部)
金沢市立泉中学校(中3)
鈴木 冴基 さん



(小学生高学年の部)
那覇市立金城小学校(小5)
臼杵 翼 さん



問合せ先：第八管区海上保安本部
交通部安全対策課長 竹内
TEL 0773-76-4100（内線 2640）

令和3年5月27日
第八管区海上保安本部

GW期間中の「海の事故」発生状況について

～「海の事故」過去5年間で最低！緊急事態宣言の影響か！？～

本年のGW期間中における「海の事故」は船舶海難1隻のみでした。
GWは「3密」の環境となりにくい海でのレジャーを楽しむ方が増える事に伴う「海の事故」の増加が懸念されておりましたが、昨年からさらに減少し、過去5年間で最少の値となりました。

1 GW期間中の事故発生状況

GW期間中（4月29日～5月5日）の第八管区海上保安本部管内におけるマリ
ンレジャー活動に伴う海の事故発生状況については次のとおりです。

- ・船舶海難（プレジャーボート等事故） 1 隻
- ・人身海難（マリンレジャーに伴う海浜事故） 0 人

なお、船舶海難・人身海難ともに、死者・行方不明者はありません。

（1）過去5年間の比較

過去5年間のプレジャーボート等[※]の船舶海難数[単位:隻] ()は死者・行方不明者数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事故隻数	6 (0)	5 (2)	5 (1)	3 (0)	1 (0)

※ プレジャーボート等：モーターボート、水上オートバイ、カヌー等及び遊漁船

過去5年間のマリンレジャー活動[※]に伴う人身海難数[単位:人] ()は死者・行方不明者数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事故人数	5 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)

※ マリンレジャー活動：釣り、サーフィン、ボートセリング、スクーバダイビング等の海浜における余暇活動

（2）GW期間中に発生した事故の概要

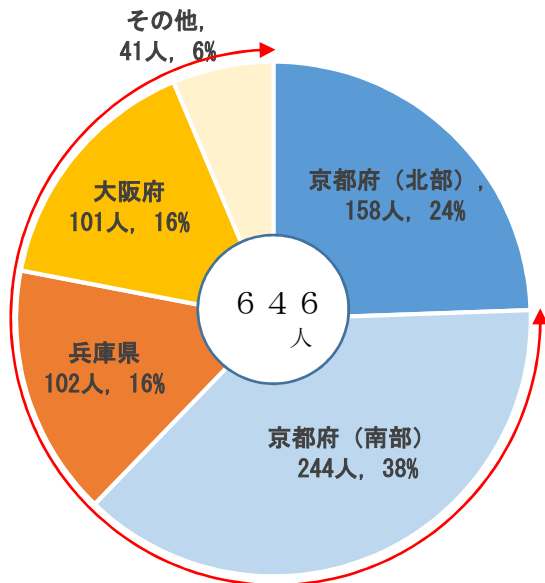
事故内容 帰還不能（荒天による）
 発生年月日 令和3年5月1日
 発生場所 福井県高浜町（内浦湾内）
 事故船舶 レンタル手漕ぎボート（2人乗り）
 概 要 釣り中に風が強まったことでオールでの操船が困難となり、
 また、風波により船内に海水が浸入し帰還不能となったもの。
 救助要請後、貸しボート店の救助船により救助された。

3 GW期間中の京都府北部への来訪者の実態

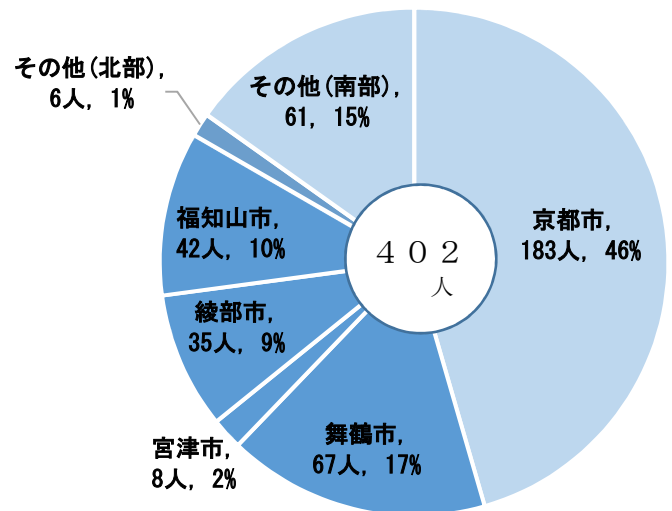
第八管区海上保安本部においては、今後の安全対策の企画・立案のため、期間中にレジャー（観光、釣り等）で来訪した方々の住居地区の実態調査を行いました。

調査の回答を得た646人のうち、管区外居住者は76%を占めました。

今後は、管区外居住者を重点とした安全対策にも取り組んでいきます。



76%



<京都府北部への来訪者>

<参考>

北部・南部の区分

京都府北部

舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市
与謝野町、伊根町

の5市2町

京都府南部

京都市等上記以外の10市8町1村

その他の県（内訳）

福井県、滋賀県、愛知県、三重県、奈良県

<京都府在住者の内訳>

その他：（市町）の区分

京都府北部

京丹後市、与謝野町

京都府南部

宇治市、亀岡市、京田辺市、城陽市

長岡京市、南丹市、八幡市、大山崎町